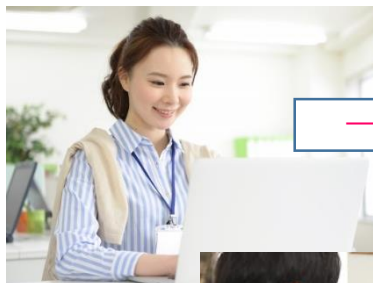


「女性活躍推進法」の施行により、 管理職の女性採用が行いやすくなりました！

▶ これまでは・・・

「総合職」や、「一般職」など、
「雇用区分」で見た時に、労働者に占める女性の割合が**4割を下回っている場合**のみ、
女性のみを対象とした人材の募集・採用が可能。



一般職



総合職

▶ 「女性活躍推進法」施行により・・・

「係長」、「課長」、「部長」など、「役職」で見た時に、
その役職の労働者に占める女性の割合が**4割を下回っている場合**も、
女性のみを対象とした人材の募集・採用が可能！



課長 5割



係長 4割



部長 3割

<〇〇担当部長 募集>

応募資格：〇〇業務、マネジメント経験有 **ただし、女性に限る**

OK!